

# 漂流・漂着ゴミに関する国土交通省の取組みについて

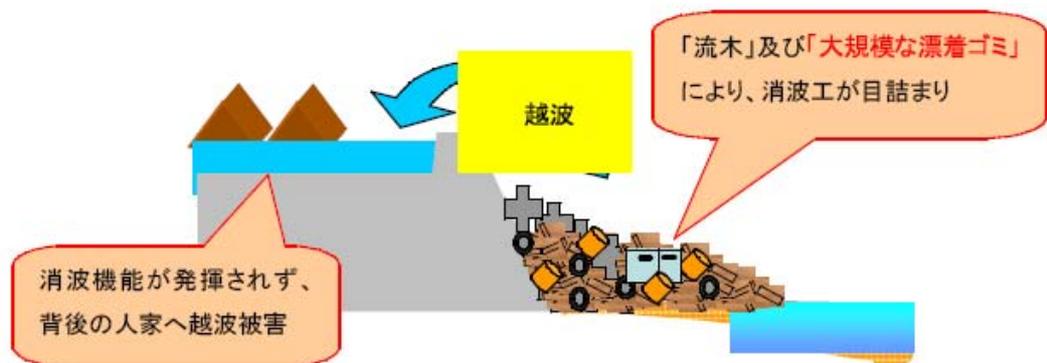
## 1. 漂着物(流木・ゴミ)処理に関する事業制度

### 「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」

○ 海岸関係省庁(国交省・農水省)共通

○ 目的

- ・ 漂着した流木・ゴミが異常に堆積し海岸保全施設機能を阻害することとなった場合、緊急的に大規模な漂着流木・ゴミを処理し、災害の防止を図って、国土の保全に資することを目的に制定



○ 事業採択要件

- ・ 海岸保全区域内に漂着したもの
- ・ 漂着量が1,000m<sup>3</sup>以上の大規模なもの

○ 事業主体

- ・ 海岸管理者である地方公共団体

○ 補助率

- ・ 1/2

○ 事業内容

- ・ ゴミ処理に関するすべての作業に対応



## 2. 漂流物(流木・ゴミ)処理に関する支援

### 「直轄環境整備船による漂流物の回収支援」

○ 九州地方整備局では浮遊ゴミ・油回収を行う2隻の環境整備船を保有

#### 【がんだりゅう】

- ・通常担務海域→瀬戸内海(山口県)
- ・浮遊ゴミ、油回収



#### 【海輝】

- ・通常担務海域→有明海、八代海
- ・浮遊ゴミ



○ 海上保安部からの協力要請並びに県からの支援要請により担務区域外の回収も実施

#### 【がんだりゅう】



#### 【海輝】



○ 出動実績

- ・ H18.7.20~7.27、長崎県沖合の流木を回収

西日本新聞 (朝刊) H18.7.28 32面

長崎県沖合で  
流木回収

九地整  
長崎県の沿岸に大量の  
流木が漂着している問題  
で、国土交通省九州地方  
整備局は、所属する清掃  
兼回収船「がんだりゅう」  
を海城に派遣し、千日か  
ら二十七日まで、流木の  
回収作業を行った。漁船  
などで引き上げられない  
大きな流木を対象に、二  
百十八本を回収した。

「がんだりゅう」は第七  
回整備局海防隊に  
よって、流木の発生原因  
は不明だが、回収した流  
木の表面には貝がびっし  
りと付着し、海を長い期  
間、漂っていた可能性が  
高いとしている。

「がんだりゅう」は二千  
七、北九州港に帰港。  
海防隊や長崎県からの出動要  
請が再度あれば、今後も  
回収作業を行う。

管区海上保安本部の要請  
を受け、二十日に出動。主  
に長崎県平戸沖や志岐周  
辺海域で作業した。搭載  
するクレーンを使って長  
さ五メートル以上の流木を  
回収。直径が一メートル流  
木もあったという。

長崎県沖で引き上げた流木を陸揚げ  
する清掃兼回収船「がんだりゅう」  
(九州地方整備局提供)